四　第三条第七号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
イ　短期社債の取得の総額、件数、取得金利の下限その他の事項
ロ　損害担保取引の対象となった短期社債の取得の総額、件数その他の事項
五　第三条第八号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

○農林水産省告示第千六百五十四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百六条第二項の規定に基づき、平成二十二年産の麦の一類から四類まで、六類及び七類に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十一年十一月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

平成二十二年産の麦の一類から四類まで、六類及び七類に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲は、別表一の上欄に掲げる区分ごと及び中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、二類及び七類でビールの用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては別表二、一類から四類まで、六類及び七類で種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては別表三の上欄に掲げる区分ごと及び中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表一

農業災害補償法第百六条第一項第一号の農林水産大臣が定める区分	
地域	一キログラム当たり共済金額の範囲
東京都、新潟県、石川県、福井県、大阪府、和歌山県、鳥取県、高知県、宮崎県、鹿児島県、及び沖縄県の区域	三八円　二九円　一九円（ただし、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づき同法第三条第一項第二号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第二条第二項各号に掲げる要件に該当する者（以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、五九円　五二円　四五円　三八円　二九円　一九円）
千葉県、富山県、奈良県及び岡山県の区域	三八円　二九円　一九円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、六一円　五三円　四五円　三八円　二九円　一九円）
静岡県及び京都府の区域	三八円　二九円　一九円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、六〇円　五三円　四六円　三八円　二九円　一九円）
岩手県及び徳島県の区域	三八円　二九円　一九円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、六二円　五四円　四六円　三八円　二九円　一九円）

一類

山口県及び長崎県の区域	三八円　二九円　一九円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、六三円　五五円　四七円　三八円　二九円　一九円）
山形県、茨城県及び島根県の区域	三八円　二九円　一九円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、六四円　五五円　四六円　三八円　二九円　一九円）
愛媛県の区域	三八円　二九円　一九円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、六五円　五六円　四七円　三八円　二九円　一九円）
青森県、秋田県、福島県及び神奈川県の区域	三八円　二九円　一九円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、六六円　五七円　四八円　三八円　二九円　一九円）
山梨県、長野県、広島県及び熊本県の区域	三八円　二九円　一九円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、六七円　五七円　四七円　三八円　二九円　一九円）
岐阜県の区域	四一円　三一円　二一円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、六八円　五九円　五〇円　四一円　三一円　二一円）
宮城県の区域	四一円　三一円　二一円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、七二円　六二円　五二円　四一円　三一円　二一円）
栃木県及び三重県の区域	四二円　三二円　二一円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、六八円　五九円　五〇円　四二円　三二円　二一円）
愛知県の区域	四四円　三三円　二二円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、六九円　六一円　五三円　四四円　三三円　二二円）
大分県の区域	四五円　三四円　二三円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、七〇円　六二円　五四円　四五円　三四円　二三円）
佐賀県の区域	四五円　三四円　二三円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、七四円　六四円　五四円　四五円　三四円　二三円）
滋賀県の区域	四六円　三五円　二三円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、七二円　六三円　五四円　四六円　三五円　二三円）
福岡県の区域	四七円　三五円　二四円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、七六円　六六円　五六円　四七円　三五円　二四円）
兵庫県の区域	四九円　三七円　二五円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、七四円　六六円　五八円　四九円　三七円　二五円）
群馬県の区域	五〇円　三八円　二五円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、七三円　六五円　五七円　五〇円　三八円　二五円）
埼玉県の区域	五〇円　三八円　二五円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、七四円　六六円　五八円　五〇円　三八円　二五円）